

令和 6 年度 地籍調査（揖保川町片島の一部（2））業務委託 設計書

地籍調査 第 1 号

河川名

路線名

委託箇所 たつの市 揖保川町 片島 地内

工種

実施

たつの市

委 託 費 内 訳 書

費 目	工 種	種 別	細 目	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
揖保川町片島の一部(2)				式	1			第 1号明細表
	直接作業費							
打合せ費				式	1			第 2号明細表
交通費				式	1			第 3号明細表
	調査費							
	諸経費			式	1			

委 託 費 内 訳 書

費 目	工 種	種 別	細 目	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
	調査費+諸経費							
	消費税相当額			式	1			
総 計								

旅費・交通費の員数計算表 (1:500)

揖保川町片島の一部(2)				各工程外業人数			旅費交通費日数		
工程	連乗計	面積	連乗計数×面積	測量技師	測量技師補	測量助手	測量技師	測量技師補	測量助手
C工程									
E工程									
F I 工程									
F II-1工程									
打合せ	初回・中間・最終の3回								

ライトバン日数 = 測量技師補 + 打合せ日数 = 台・日

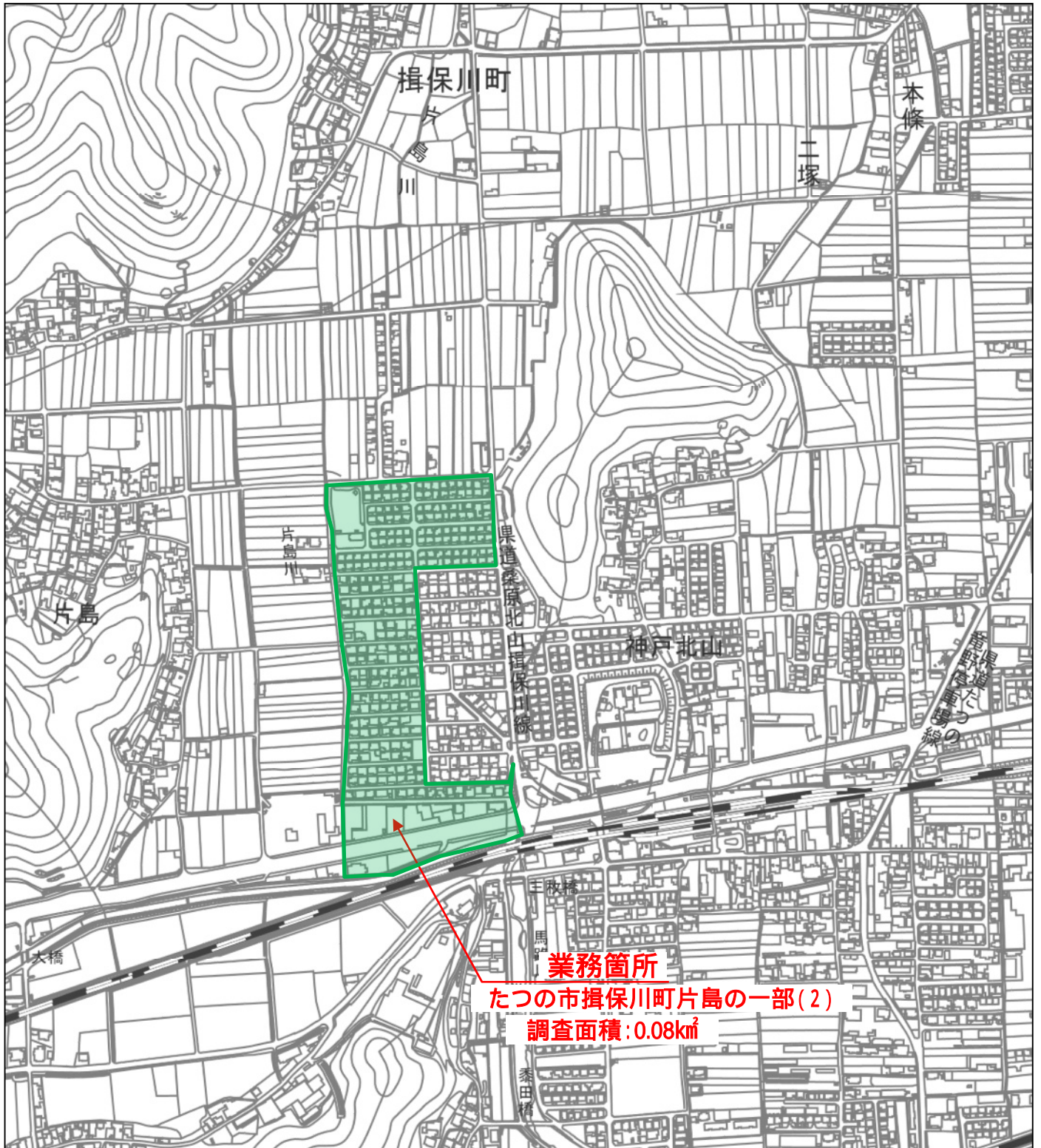
地 籍 調 査 実 施 区 域 調 書

	揖保川町片 島の一部 (2)						
計画区面積	0.08 km ²						
調査前筆数	341 筆						
調査後筆数	306 筆						
一筆平均面積 (調査前)	235 m ²						
一筆平均面積 (調査後)	261 m ²						
周 長	1.7 km						
縮 尺	1/500						
精 度	甲3						
傾斜条件	平坦地						
視通条件	市街Ⅱ						
筆の形状	不整形						
周長 ² /面積	36.13 倍						
測量方法	地上数値法						
実施工程	C 工程						
	E 工程						
	F I 工程						
	F II-1工程						
	F II-2工程						
	G 工程						
	H 1 工程						

位置図

委託名: 地籍調査 (揖保川町片島の一部(2))業務委託

委託箇所: たつの市揖保川町片島地内



業務箇所
たつの市揖保川町片島の一部(2)
調査面積: 0.08km²

都市建設部用地課

たつの市地籍調査事業仕様書

第1章 総 則

(適用範囲)

第1条 本仕様書は、たつの市（以下「甲」という。）が国土調査法（昭和26年法律第180号）に基づいて実施する地籍調査事業の地上数値法による地籍測量業務（地上数値法）および一筆地調査業務（以下「本業務」という。）に適用する。

(関係法令等)

第2条 本業務は、下記の関係法令、関係通達および参考文献等に準拠して行うものとする。

- (1) 国土調査法（昭和26年法律第180号）
- (2) 国土調査施行令（昭和27年政令第59号）
- (3) 地籍図の様式を定める省令（昭和61年総理府令第54号）
- (4) 地籍簿の様式を定める省令（昭和53年総理府令第3号）
- (5) 地籍調査作業規程準則（昭和32年総理府令第71号）
同運用規準（平成14年国土国第590号国土交通省土地・水資源局長通知）
- (6) 地籍調査事業工程管理及び検査規程並びに同細則
（平成14年国土国第591号国土交通省土地・水資源局長通知）
- (7) 地籍調査事業の工程管理及び検査の手引き（社団法人 全国国土調査協会）
- (8) 地籍調査の成果の認証の請求及び認証の承認申請に係る添付図書の作成要領
- (9) 地籍測量及び地積測定における作業の記録及び成果の記載例
（社団法人 日本国土調査測量協会）
- (10) 地籍調査成果電子納品要領（平成17年国土交通省土地・水資源局）
- (11) 測量法（昭和24年法律188号）
- (12) 地籍調査事業（外注）実施要領（平成15年国土国504号国土調査課長通知）
- (13) 地籍調査外注化マニュアル
- (14) 公共測量作業規程
- (15) その他関係法令、諸通達及び通知等

(疑 義)

第3条 本業務の実施にあたり、本仕様書に定めのない事項、又は本仕様書の解釈に疑義が生じた場合は、「甲」と受注者（以下「乙」という。）が協議し「甲」の指示に従い業務を遂行するものとする。

(実施計画)

第4条 「乙」は、契約締結後速やかに業務実施計画書、着手届、工程表、管理技術者届、作業員名簿を監督員に提出し、承認を得るものとする。

また、これらを変更するときも同様とする。

(管理技術者)

第5条 「乙」において選任する管理技術者は、土地家屋調査士、地籍調査管理技術者、地籍主任調査員、地籍工程管理士のいずれかの資格を有する者とする。

(官公庁その他への手続き等)

第6条 業務遂行のために必要な関係官公庁その他に対する諸手続きは迅速に処理しなければならない。

- 2 「乙」は、官公庁その他に対して交渉を要するとき又は受けたときは、延滞なくその旨を「甲」に申し出なければならない。

(貸与資料等)

第7条 「甲」は、「乙」に対して本業務遂行のために必要な資料を貸与するものとする。

- 2 「乙」は、貸与品等について厳重に保管しなければならない。なお、業務完了時には速やかに「甲」に返還しなければならない。

(守秘義務)

第8条 「乙」は、本業務の遂行上知り得た全ての情報について第三者に漏洩してはならない。これは、本業務完了後も適用する。

- 2 業務上収集した情報を「甲」の許可なく複写及び加工し、持ち出してはならない。

(作業の確認)

第9条 「乙」は、本業務の作業段階ごとに作業内容、作業手法等を「甲」と協議を行い、協議結果を打合せ簿等に記録し、その都度「甲」に提出するものとする。

- 2 業務実施期間中、「乙」は「甲」に業務の進捗状況を随時報告するものとする。
- 3 工期内に完了した作業等について、「甲」から成果等の一部提出を求められた場合、「乙」は速やかにこれに対応しなければならない。

(土地立入証及び土地立入り)

- 第10条 「乙」は、業務の実施にあたり、「甲」が発行する国土調査法第24条第3項の規程に基づく土地立入証及び身分証明書を常時携帯し、関係人の請求があればこれを提示するものとする。
- 2 「乙」は、業務終了後、速やかに土地立入証を「甲」に返納すること。
 - 3 「乙」は、調査のため他人の土地に立ち入る場合は、あらかじめ当該土地所有者または既住者にその旨を通知しなければならない。

(損害の補償)

- 第11条 本業務において、「乙」が第三者に損害等を与えた場合は、「乙」の責任において補償するものとする。また、これらの事項が発生した場合は、速やかに監督員に報告しなければならない。

(誤りの訂正)

- 第12条 「乙」は、本業務の成果品を引き渡した後においても、現地と成果品の不一致ならびに技術的に不適當な測量、その他明らかに契約不適合と判断される事項については、責任をもって訂正、再測量等を実施しなければならない。

(保安)

- 第13条 「乙」は、業務を行うにあたり作業の安全に留意し、事故又は災害等の防止に努めなければならない。
- 2 本業務従事者は常に言動には十分注意し、無益の摩擦や紛争を起こさないこと。
 - 3 本業務中に事故が発生したとき又は事故が発生する恐れのあるときは、延滞なく「甲」に報告しなければならない。

第2章 業務概要

(業務概要)

第14条 本業務の概要は、下記に示すとおりである。

(1) 実施区域	揖保川町 片島の一部(2)	
(2) 実施範囲	別図に示すとおり	
(3) 精 度	甲3	
(4) 調査面積	0.08k m ²	
(5) 作業工程	下記	
(6) 縮 尺	1 / 500	
(7) 傾斜区分	平坦地	
(8) 視通状況	市街	
(9) 筆数	調査前	341 筆
	調査後	306 筆
(10) 筆の形状	不整形	

下記(揖保川町片島の一部(2)作業工程)

C 工程・・・地籍図根三角測量

E 工程・・・一筆地調査

F 工程・・・細部図根測量

F - 1 工程・・・一筆地測量

F - 2 工程・・・原図作成等

G 工程・・・・・・・・地積測定

H 1 工程・・・・・・・・地籍簿案作成等

第3章 地籍図根三角測量（C工程）

（網図協議）

第15条 「乙」は、地籍図根三角測量を実施する場合は、あらかじめ地籍図根点等の配点計画図（以下「平均図」という。）を作成し、「甲」の承認を得なければならない。

（標識の規格）

- 第16条 地籍図根三角点には、鉄線入りコンクリート 10cm×10cm×70cm以上または、プラスチック杭 9cm×9cm×70cm（難燃性でありJIS規格のものを標準とする。）を使用するものとする。
- 2 屋上又は恒久的構造物等に設置する場合は、真鍮またはこれと同等以上の合金（JIS規格のものを標準）75mm×90mm以上を使用するものとする。
 - 3 地籍図根三角点の標識設置については、予め「甲」に対して事前に協議を行い、その承認を受けるものとする。
 - 4 標識設置箇所で基準点保護工が必要な場合には、予め「甲」に対して事前に協議を行い、その承認を受けるものとする。また、保護工設置費用については、変更対象とする。
 - 5 真鍮またはこれと同等以上の合金（JIS規格のものを標準）75mm×90mm以上を使用する場合には、標識に「地籍図根三角点 たつの市」の11文字を入れるものとする。

（観測及び計算）

- 第17条 観測はGNSS測量機を用いて行い、平均図に基づき観測図を作成し作業を行うものとする。
- 2 計算は、3次元網平均計算により行うものとする。

（工程管理、検査）

- 第18条 計算諸簿の点検及び検査は「地籍調査事業工程管理及び検査規程」によるものとする。
- 2 検査のために必要な資料の提出その他の処置については、監督員の指示に従わなければならない。
 - 3 地籍図根三角測量等において厳密網平均計算を行う場合は、計算ソフトの検定等の証明写しを提出するものとする。

(成果品)

第19条 成果品は次のとおりとする。(電子データ及び紙ベース)

- (1) 基準点等成果簿写
- (2) 地籍図根三角點選点手簿
- (3) 地籍図根三角點選点図
- (4) 地籍図根三角点平均図
- (5) 地籍図根三角点観測図
- (6) 地籍図根三角測量観測計算諸簿
- (7) 地籍図根三角点網図
- (8) 地籍図根三角点成果簿
- (9) 精度管理表(精度管理表付図添付)
- (10) 測量標の設置状況写真
- (11) 使用機器検定証明書
- (12) 使用プログラム検定証明書
- (13) 検符及び押印の記録

観測手簿・記簿

精度管理表

地籍図根三角点平均図

成果簿

第4章 一筆地調査（E工程）

（業務概要）

第15条 一筆地調査の工程及び業務概要は下記のとおりとする。

一筆地調査の工程	作業内容
作業計画 地元説明会 関係機関等との調整 調査図素図等の作成 現地調査の通知 現地調査 点検整理	関係者名簿の作成 案内文の通知 関係者説明会の開催 現地調査計画の作成 法務局調査等 調査図素図の作成 調査図一覧図の作成 現地調査票の作成 現地調査の通知 所有者，地番，地目，筆界の調査 調査図等の作成 点検整理

（土地の立入）

第16条 本業務の実施にあたり他人の土地に立ち入る場合は、「甲」が発行する土地立入証及び「乙」の身分証明書を携帯し、関係者の請求があったときはこれを提示しなければならない。ただし、宅地又は垣、柵等で囲まれた土地に立ち入る場合は、あらかじめ占有者に通知するものとする。

（調査図素図等の作成）

第17条 調査区域の調査図素図作成は法務局備付けの公図（字図）を利用するものとする。また、分筆登記等により地積測量図が備え付けられていれば写しを取り確認するものとする。

- 2 調査区域内の地籍調査票及び名寄帳の作成は、法務局の土地登記簿を利用するものとする。
- 3 立会日の2週間前までに「甲」に提出するものとする。

(現地調査の通知)

- 第18条** 「乙」は現地調査の実施を通知するため土地の所有者、その他の利害関係人又はその代理人に立会目的、日時等を記載した立会通知文を作成するものとする。
- 2 「乙」は「甲」と十分打ち合わせの上、現地調査に着手する時期を決定し、作業班毎にその日時、地番、所有者等を記入し、現地調査立会調書として作成するものとする。立会通知文は、立会日の2週間前までに「甲」に提出するものとする。
 - 3 調査日程については、筆数・面積等を十分に考慮し、日割及び作業班体制を決定するものとする。その決定については、監督職員と協議を行うものとする。
 - 4 土地所有者への立会通知については、所有者（所有者が死亡の場合は相続人全員）及び共有者全員へ通知するものとする。また、住所不明者については監督職員と協議するものとする。

(筆界表示杭等の設置)

- 第19条** 筆界表示杭の設置は、原則として隣接の所有者等同士が立会の上設置するものとするが、設置個所がコンクリートのためドリル等特殊な機器が必要などやむを得ない場合は、ペンキ等で一時的な表示に留めるものとし、現地調査等において「乙」が設置するものとする。
- なお、設置の人件費に関しては、2024年度地籍調査事業費積算基準書をもとに積算するものとする。
- 2 筆界表示杭及び識別番号札は、「乙」が使用する種別及び数量を考慮の上、調達するものとする。予め「甲」に対して事前に協議を行い、その使用承認を受けるものとする。

(現地調査)

- 第20条** 立会は「乙」の主導で行うものとするが、問題点等が発生した場合は監督職員を要請するものとする。
- 2 各筆の現地調査は、調査図素図から各筆の土地についてその所有者、地番、地目及び筆毎の境界の調査及び筆界表示杭の設置を行うものとする。
 - 3 「甲」の指示または、「乙」の思考で、地積測量図、官民境界協定図面等を基に、境界標の復元を行うことで現地調査が円滑に実施できる場合は、事前に復元測量を行うものとする。なお、復元測量費用については、本業務に含むものとする。
 - 4 各筆の立会については、土地所有者その他の利害関係人又はその代理人の立会が確実となるよう努め、不備のないようにする。

- 5 各筆の筆界の確認は、地籍調査における最も重要な作業の一つであり、調査を円滑かつ迅速に実施するためにも、筆界の確認にあたっては特に入念に対処するものとする。
- 6 現地調査に関する土地所有者及び利害関係人等からの協議・打合せ事項は、すべて記録し保管するものとする。
- 7 「筆界未定」の処理については、安易に行うことなく、できる限り避けるよう努めるものとする。

（調査図作成）

- 第21条** 境界標を設置したときは、その都度調査図素図の該当する箇所にその情報を記録するものとする。
- 2 調査図素図の標示が現地調査の結果と相違しているときは、当該表示事項を訂正及び修正又は記録するとともに、次の場合には調査図素図に必要な事項を記録して調査図を作成するものとする。
 - ・ 分割があったものとして調査する場合
 - ・ 合併（一部合併を含む）があったものとして調査する場合
 - ・ 新たに土地の表示の登記をすべき土地を発見した場合
 - ・ 滅失（一部滅失を含む）又は不所在地があった場合
 - ・ 地番を変更する場合
 - ・ 地目を変更する場合

（地籍調査票の整理）

- 第22条** 現地調査の経緯を記録するため地籍調査票に土地所有者、その他の利害関係人又はその代理人に登記内容の確認を行った上、署名させるものとする。
- また、地籍調査において同意（承認）を得ることとされている次の場合には、当該同意をした土地所有者又はその代理人あるいは、その相続人に署名させるほか地籍調査票に必要な事項を記録し、整理するものとする。
- ・ 地番変更をする場合
 - ・ 分割があったものとして調査する場合
 - ・ 合併（一部合併を含む）があったものとして調査する場合
 - ・ 滅失（一部滅失を含む）又は不所在地があった場合
- 2 再立会を行う箇所については、その当日、土地所有者、その他の利害関係人又はその代理人に再度署名させるほか、立会時の経緯を記録するものとする。
 - 3 地番区域毎に現地調査を終えたときは、その都度地番（枝番号を含む）の順序に編綴するものとする。

(立会処理簿作成)

- 第23条** 現地調査の立会状況を現地調査立会調書に取りまとめるとともに、筆界の確認が得られない土地及び土地所有者等の立会のできない土地については、調査の経緯等を記入し、再立会調書として作成するものとする。
- 2 前項の再立会調書は、各作業班、町名(字名)毎、内容別(民民、県道、市道、水路、官有地等)毎に整理し、「甲」に提出するものとする。また、再立会日程表は「甲」と十分打ち合わせの上で作成し、土地所有者等へ連絡すること。
 - 3 再立会の立会結果は、再立会調書に取りまとめるものとする。

(成果品)

- 第24条** 成果品は次のとおりとする。(電子データ及び紙ベース)
- (1) 法務局公図転写図(閉鎖公図転写図・古図転写図含む)
 - (2) 地元自治会及び市役所保管公図転写図(古図転写図含む)
 - (3) 地積測量図写図
 - (4) 土地登記簿写し(要約書・全部事項証明書)
 - (5) 調査図素図
 - (6) 調査図
 - (7) 調査図一覧図
 - (8) 地籍調査票(現地調査用)
 - (9) 一筆地調査完了報告書
 - (10) その他(立会処理簿、立会通知先一覧表等含む)

第5章 細部図根測量(F 工程)

(細部図根測量の方法)

- 第25条** 細部図根測量は、多角測量法によることを原則とする。ただし、見通し障害等によりやむを得ない場合には、放射法によることができる。

(細部図根点の選定)

- 第26条** 細部図根点は、後続の測量を行うのに便利であり、かつ、標識(名称：地籍細部入り)の保存が確実である位置に選定するものとする。

(細部図根点配置図等)

- 第27条** 細部図根測量の結果は、図郭の区域ごとに、細部図根点配置図及び細部図根点成果簿に取りまとめるものとする。

(成果品)

第28条 成果品は次のとおりとする。(電子データ及び紙ベース)

- (1) 基準点成果簿写
- (2) 細部図根點選点図
- (3) 細部図根点平均図
- (4) 細部図根点観測図
- (5) 細部図根点観測計算諸簿
- (6) 細部図根点網図
- (7) 細部図根点成果簿
- (8) 精度管理表
- (9) 測量標の設置状況写真
- (10) 使用機器検定証明書
- (11) 使用プログラム検定証明書
- (13) 検符及び押印の記録
観測手簿・記簿
精度管理表
細部図根点平均図
成果簿

第6章 一筆地測量(F - 1工程)

(一筆地測量の方法)

第29条 一筆地測量は、放射法、多角測量法、交点計算法又は単点観測法によるものとする。

(基礎点の点検)

第30条 放射法による一筆地測量において、あらかじめ行う与点の点検測量は、TS法による場合は同一の多角路線に属する他の細部図根点等までの距離の測定又は、基準方向と同一の多角路線に属する他の細部図根点等との夾角の観測を、GNSS法による場合は、基線ベクトルの観測を行い、当該点の移動、番号の誤り等の点検を行うものとする。

(筆界点の位置の点検)

第31条 単位区域の総筆界点(多角測量法による一筆地測量により求めた筆界点を除く。)から2%以上を抽出して行うものとする。

(成果品)

第32条 成果品は次のとおりとする。(電子データ及び紙ベース)

- (1) 一筆地測量観測計算諸簿
- (2) 筆界点成果簿
- (3) 筆界点精度管理表
- (4) 基礎点の点検リスト
- (5) 検符及び押印の記録等
精度管理表
基礎点の点検リスト
成果簿

第7章 地籍図原図作成 (F - 2工程)

(原図の作成)

第33条 原図は、仮作図を行い図形その他事項に誤りがないことを確かめ「甲」の確認を得た後、地籍図の様式を定める省令に基づいて必要な事項を表示した上、原図用紙に製図して作成するものとする。

(製 図)

第34条 原図は、インクジェットプロッタを用いて作成するものとする。

(成果品)

第35条 成果品は次のとおりとする。(電子データ及び紙ベース)

- (1) 地籍図原図
- (2) 地籍図一覧図
- (3) 筆界点番号図(閲覧用含む3部)

第8章 地積測定 (G工程)

(地積測定の方法)

第36条 地積測定は、現地座標法により行うものとする。

- 2 「乙」は地積測定を行うにあたり、一筆地測量成果に同座標点、無地番地等の誤りがないことを確認するものとする。

(点検)

第37条 「乙」は地積測定を行った場合には、原則として単位区域ごとに、単位区域を構成する各筆の面積の合計と当該単位区域の面積が等しくなるかを点検し精度管理表の作成を行うものとする。

(地積測定成果簿)

第38条 地積測定の結果は、地積測定成果簿に取りまとめるものとする。

- 2 地積測定成果簿における地積は、平方メートルを単位とし、一平方メートルの百分の一未満の端数を切り捨ててして表示するものとする。

(成果品)

第39条 成果品は次のとおりとする。(電子データ及び紙ベース)

- (1) 地積測定観測計算諸簿
- (2) 地積測定成果簿
- (3) 地積測定精度管理表
- (4) その他
一筆地面積計算簿

第9章 地籍図・地籍簿案の作成(H1工程)

(地籍調査票の整理)

第40条 一筆地調査で作成された地籍調査票(現地調査用)を用い、調査前より調査後への異動事項を登録の後、整合性の確認を行い、地籍図原図番号及び地積測定成果簿より地積を登録し、地籍調査票(データ出力用)を作成するものとする。

- 2 前項の地籍調査票(データ出力用)作成にあたり、地籍調査票(現地調査用)と地積測定成果簿の地番を用いた整合点検を行い、一致していることを確認するものとする。

(地籍簿案の作成)

第41条 地籍簿案は、地籍調査票、調査図、原図及び地積測定成果簿に基づいて、地籍簿用紙に必要な事項を記載して作成するものとする。

(成果品)

第42条 成果品は次のとおりとする。(電子データ及び紙ベース)

- (1) 地籍調査票(データ出力用)
- (2) 地籍簿案
- (3) その他
地籍フォーマット2000
地籍調査事務支援交換フォーマット(たつの市使用システム対応形式)
結果閲覧表(地籍簿案名寄せ形式、一覧名簿含む)
たつの市使用システムは国土情報開発(株)製である。

第10章 検 査

(検 査)

第46条 全作業完了時、「乙」において十分な自社点検を行った後、「甲」の検査を受けるものとする。

- 2 修正箇所がある場合は、「乙」は速やかに修正を行うものとする。